

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第12条第2項	病院、診療所又は助産所の管理者兼任の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 新たに管理する施設が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 無医地区、へき地等、医療施設が少ない地区に開設する施設
 - ② 会社従業員等を対象とした福利厚生施設として開設する施設
 - ③他の法律により社会福祉施設等に開設する施設
 - ④休日・夜間の地域医療体制整備のために開設する施設
 - ⑤その他、合理的かつやむを得ない理由がある場合
- (2) 管理する施設の診療時間が重複しないこと。
- (3) 管理する施設間の移動や連絡が容易であること。
- (4) 医師不在の間に医師以外の職員が医師法違反を生ずる恐れがないことなど、管理が適正になされていること。
- (5) 有床診療所の医師ではないこと。（医療法第13条により、有床診療所の医師は入院患者の診療を速やかに行えるよう、体制を整える必要がある）
- (6) 新たに開設する施設は、診療科目が少なく、かつ急患の利用が少ないと見込まれること。

2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。